

事例対応会議に係る申合せ

令和5年10月24日 医療業務安全管理委員会決定

第1 医療事故が発生した場合に、病院としての調査方針の決定や公表の方法等を決定するため、病院長は、次の各号に掲げるときのほか、必要時に応じて事例対応会議（以下「会議」という。）を招集することができる。

- (1) 重大医療事故が発生、または発生したと疑われる旨の報告を受けたとき
- (2) 医療事故調査専門委員会審議後の報告を受けたとき

第2 会議は、次の各号に定める事項を審議する。ただし、必要に応じて招集する場合は、この限りではない。

- (1) 医療事故に関すること。
- (2) 医療事故調査方針に関すること。
- (3) 関係機関への対応に関すること。
- (4) 公表の方法及び内容に関すること。
- (5) 患者や家族等への対応に関すること。
- (6) 医療事故に起因した、または起因したと考えられる手術等の診療行為の中止・継続・再開の判断に関すること。
- (7) その他病院長が必要と認める事項

2 第1の第2号の会議は、前項第3号から第7号に定める事項を審議する。

第3 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長（医療安全担当）
- (3) 副病院長（看護・療養環境担当）
- (4) 医療の質・安全管理部長
- (5) 医療の質・安全管理部ゼネラルリスクマネージャー
- (6) 事務部長
- (7) その他病院長が必要と認める者

第4 この申合せに定めるもののほか、事例対応会議に関して必要な事項は、医療事故防止マニュアルに定める。

附 則

- 1 この申合せは、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 医療事故調査専門委員会審議後の判断等に係る申合せ（平成 27 年 8 月 11 日制定）は、廃止する。

附 則

この申合せは、平成 28 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 5 年 10 月 24 日から施行する。